

令和 5 年 6 月 11 日現在

機関番号：13901

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2017～2022

課題番号：17K17899

研究課題名（和文）「忘れられる」権利概念の意義と体系的整合性に関する研究

研究課題名（英文）A research on the notion of right "to be forgotten" and its place in the system of civil law

研究代表者

村田 健介（MURATA, Kensuke）

名古屋大学・法学研究科・准教授

研究者番号：00551459

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,900,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、「忘れられる」権利概念の日本法における意義と射程・体系的整合性をフランス法・EU法を比較対象としつつ明らかにすることを目的とする。まず、日本において、Googleの検索結果の削除請求・Twitterのツイートの削除請求に関する最高裁判例が出されたため、両判例の分析を行った。そして、両判例を踏まえ、それらの事案についてのフランス法・EU法の解決との比較、日本法において未だ判断が示されていない事案（自己公表情報の削除請求や本人の死後の削除請求）におけるフランス法・EU法の解決を分析することによって、「忘れられる」権利・プライバシーの意義および差止請求の基準についての示唆を得た。

研究成果の学術的意義や社会的意義

2つの最高裁判例によって、検索エンジンの検索結果やSNSの書込み等の削除請求の要件については一応明らかになったが、それをプライバシー（権）に基づく差止請求一般に広げて理解し得るか、自己公表情報の削除請求や本人の死後の削除請求は認められるのかについては、その権利の位置付けにも関わってなお不明確な点が多い。本研究は、最高裁判例自体の当否を検討しつつも、今日の情報社会において既に問題となっており、そして今後より問題となり得るであろうこれらの点について、外国法を参考に1つの可能性を示した。

研究成果の概要（英文）：The purpose of this research is to clarify the significance and scope of the concept of right "to be forgotten" in Japanese law, while comparing French law and EU law. In Japan, the Supreme Court adjudicated on the question of deletion of search results from Google and deletion of tweets from Twitter. Based on both judgements, we compared the resolution on Japanese law with the solution on French law and EU law, and examined a solution of cases where a decision has not yet been made under Japanese law (deletion of self-published information and deletion after death of the data subject) by presenting and analyzing the solution of French law and EU law. By this research, we have presented a possible development of the right "to be forgotten" and privacy right in Japanese law.

研究分野：民法・フランス法

キーワード：個人情報 忘れられる権利 プライバシー 所有権 人格権 検索エンジン SNS GDPR

## 1. 研究開始当初の背景

研究代表者は、2013年度から2015年度にかけて、「個人情報の私法上の保護に関する一般法理の研究」という研究課題につき、科研費の交付を受けて研究を行った。これは、私法上では、プライバシーや名誉の保護の中で論じられ、公法分野に比して、明確には取り上げられてこなかった、個人情報の保護につき、フランス法を比較対象としつつ、そのあり方を検討しようというものであった。その研究および2016年度の検討によって、以下のことが明らかになっていた。

### (1) フランスにおける「忘れられる」権利

まず、フランス法において、「忘れられる」権利の根拠は、今日では、個人データの取扱いにかかる自然人の保護及び個人データの自由移動に関する1995年10月24日の欧州議会及び評議会指令95/46を国内法化した、個人データの取扱いにかかる自然人の保護に関する2004年8月6日の法律(情報処理、情報ファイル及び自由に関する1978年1月6日の法律78-17号を改正するもの)に求められており、そこで問題とされているのは、「私生活」に限定されない「個人データ」一般であるからである。

そのうえで、日本とフランスとは、「忘れられる」権利が論じられている場面の広狭に大きな差がある。

2004年法によれば、具体的には、名誉毀損や私生活の侵害の場合のみならず、個人データが不正確になっている場合、不完全になっている場合、不明確になっている場合、古くなっている場合のほか、「必要な期間」を経過した場合に、個人データの削除やアクセス制限を請求する権利が認められる。また、2016年4月にEUで成立した「一般データ保護規則(GDPR)」は、「忘れられる権利」という名称を維持しつつ削除請求権を認めるとして、その範囲をさらに拡張している。すなわち、同規則7条3項によると、データ取扱いのための同意は、いつでも撤回することができる。そして、同規則17条1項b号は同意の撤回を「忘れられる」権利の要件として定めているところ、この要件はいつでも充たされ得ることになる。そして、同意以外の法的根拠がなければ、「忘れられる権利」は認められることになる。また、16歳(加盟国の法律によって13歳まで引き下げ可能)以下の子供がSNS等に個人データの取扱いに同意した場合には、原則として「忘れられる」権利を行使可能としている。

フランス法における「忘れられる」権利は、このように射程の広いものとなりつつある。

### (2) 日本法における「忘れられる」権利の根拠と射程

これに対し、我が国において論じられている「忘れられる」権利は、純粋な「私生活」に関わる情報以外をも念頭に置いている点ではフランスと類似するが、「忘れられる」権利の行使が認められる場合には差がある。すなわち、日本法においては、直接の情報公開者ではなく、検索事業者を権利行使の相手方として想定している点に留保が必要ではあるものの、当時、名誉毀損・プライバシー「侵害」(本人の同意なき情報取扱い)が問題になる場合や、データが不正確な場合にほぼ限定され、本人が過去に公開に同意していた事実や、第三者により過去に適法に公開されたものの、今日公開の必要がなくなった事実の削除請求や公開差止請求が問題となる場合は念頭に置かれていない。

このことから、我が国において現時点で援用される「忘れられる」権利は、今日までの名誉権・プライバシー保護法理と個人情報保護法の枠内で対処可能なものであるといえる。逆に、当時の日本法に、フランス型の「忘れられる」権利を導入することは、従来のプライバシー保護からの拡張を意味する。

## 2. 研究の目的

もっとも、以上の研究においては、検討課題として残されたものはなお数多かった。

### (1) 「忘れられる」権利という概念を日本法に導入する意義はあるか否か、仮に導入する意義があり得るとすれば、いかなる場面において導入する意義があり得るかの検討

「忘れられる」権利という概念は、その呼称から、人々の印象に残りやすいものではあるが、現在の日本において援用されている文脈においては、法的に何か目新しい要素を持っているわけではない。もっとも、この概念自体、日本法に持ち込まれて間もない概念であり、また、比較法的にも、固定化された概念として定着しているわけではない。そうだとすれば、日本法においてこの概念が法的に無用のものなのか否かについては、日本法の実務動向や外国法の動向の双方をフォローしつつ、検討していく必要がある。本研究では、上述の研究で概括的な検討に止まった点を具体化するとともに、最新の動向を踏まえて、この点を明らかにすることとする。ここでは、たとえば、名誉毀損やプライバシー侵害が適法になり得る場面において、それでもなお、「忘れられる権利」は問題になり得るかという点が検討対象となる。

### (2) 問題となる場面に導入しても、日本法(とりわけ民法学)における他の法理との体系的整合性を維持できるかの検討

日本法・外国法を比較検討した結果、日本法に「忘れられる権利」を導入する意義があり得るとしても、そのような「忘れられる」権利を日本法体系の中に適切に位置付けられるかは別論である。たとえ「忘れられる」権利という概念を援用することに意義がある場面があるとしても、民法や情報法、知的財産法といった法体系の中に適切に位置付けられない、言い換えれば、そのような場面で「忘れられる権利」を認めることは、日本法の体系的解釈からは認めがたいものであるという場合もあり得る。本研究では、上述の研究では問題提起レベルにとどまったこの問題について、外国法における体系的整合性に関する議論を参照しつつ、より具体的に明らかにすることを目的とした。ここでは、たとえば、先述の、名誉毀損やプライバシー侵害が否定される場面において「忘れられる」権利を認めることが正当化できるかという点や、直接の情報公開者に対しては、損害賠償請求や差止請求が否定されるにもかかわらず、検索事業者に対してのみこれらの請求を認めることが正当化できるか（2014年の欧州司法裁判所先決裁定はこのような判断を下している。）という点が検討対象となる。

### (3) GDPR成立後のEU法のフォロー

また、GDPR成立後のEU法がどのような法整備を行い、それをめぐってどのような議論がなされるのか、どのような裁判例が出されるのかをフォローしていくことは、比較対象としてのEU法の変遷をみるうえで重要である。

## 3. 研究の方法

### (1) 本研究の具体的比較検討対象

本研究を進めるにあたっては、以前の研究に引き続き、主としてEU法およびフランス法の議論を日本法との比較検討対象として進めることとしていた。それは、以下の4点による。

今日、「忘れられる」権利の内容形成を進めているのは主としてEU法であり、我が国における「忘れられる」権利に関する多くの議論も、EU法を参照してなされている。

一方、「忘れられる」権利概念の母国はフランスであるとされており、民法学・情報法学を中心に議論の蓄積がある。

で述べたように、フランスの民法学・情報法学にはこの分野に関する議論の蓄積があり、それらの議論とEU法との関係を整理する試みもみられる。フランス法の議論は、EU法における「忘れられる」権利を、従来の国内法からいわば「宙に浮いた」ものとして捉えるのではなく、従来の国内法と統合的に位置付けようとする試みといえ、「忘れられる権利」概念の意義と射程を、従来の日本法との体系的整合性を意識しつつ検討する本研究に示唆を与え得る。

以前の研究においても、フランス法の議論を比較対象とはしているが、「忘れられる」権利に関する議論は、フランス法においてもなお発展途上であり、デジタル化の進展に伴い今後さらに変わっていく可能性もある。そこで、「忘れられる」権利概念の母国であるフランス法の最新の議論を引き続きフォローしていくことは、「忘れられる」権利概念の意義や射程を検討するにあたって是非とも必要である。

そのうえで、フランス法・EU法の議論を紹介するのみならず、日本の判例・学説の進展にどう生かしていくかを検討することが必要である。

### (2) 本研究の具体的方法

本研究の国内における具体的な方法としては、当初、以下の方法を想定していた。すなわち、日本語文献の他、フランス語・英語文献の調査及び検討・分析、民法の財産権・人格権に関する議論や、情報法・知的財産法に関する我が国のシンポジウム・研究会等の参加・報告を中心としつつも、我が国で入手できる文献の検討・分析等だけでは、フランスをはじめとするEU加盟国の各論者の見解をより実質的に理解するにあたって不十分な点、最新の議論をフォローできない可能性もあるため、現地に赴き、我が国では入手困難な文献の収集を行い、また、フランス等の民法学・情報法学・知的財産法学の著名な研究者や実務家にインタビューしたり、現地で開催される研究会に出席して、最新の議論に接したりを行う予定としていた。

しかし、実際には、2019年度末からの新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、研究期間の延長にもかかわらずなお渡欧が困難な状態が続いたため、渡欧は断念し、文献検討や国内の研究会への参加・報告を中心とすることになった。もっとも、後述のように、国内では、研究期間開始直前の2017年1月および延長後の研究期間終了直前の2022年6月に最高裁判例が出されたこともあり、特に国内の議論の整理・分析と照らし合わせた検討が可能になった。

## 4. 研究成果

### (1) 日本法の判例

「忘れられる」権利という概念の体系的位置付け・整合性

本研究の実施開始直前、2017年1月31日に、プライバシーに基づづく差止請求について、最上級審として初めてその基準を定立した最高裁決定(民集71巻1号63頁)が下された。本件の下級審決定においては、「忘れられる」権利に関する言及もなされており、

本件に関する一連の決定は、本研究を進めるにあたって、立ち入った検討が不可欠なものであった。そこで、まずは、これらの決定の意義と射程について検討を加えることで、日本法の現状に関する認識をアップデートすることを中心課題に据えた。

その結果、日本においては、本件のようなプライバシー侵害として構成し得る場面においては、「忘れられる」権利概念に何らかの意味を持たせることは正当化できず、従来の法理の枠内で対応可能であることを明らかにした。一方で、自らが公表したために広く流布している情報について、これを公衆の目に触れないようにしたいと考えた場合の削除等請求を基礎付けるための「スローガン」としては、「忘れられる」権利はなお意味を持ち得るということを明らかにした。また、2017年決定も含めた最高裁判例は、このような場面における削除請求を(積極的に肯定してもいいが)否定するものではないとの見方を明らかにした。

#### 削除請求の要件

2017年決定の検討を進める中で、その当否および射程についても検討した。同決定をめぐって特に問題となったのは、プライバシーにかかる事実を公表されない法的利益が、当該プライバシーにかかる事実が掲載されたウェブページのURL等を検索結果として提供する理由に関する諸事情に優越することが「明らかな」場合にのみ削除請求が認められるとしたことの正当化根拠およびその当否であった。その検討によって、可能性としては、同決定において問題となったのが本案訴訟ではなく仮処分であること、同決定において問題となったのが損害賠償請求ではなく差止請求であること、同決定において問題となったのが検索事業者に対する請求であることが考えられるとした。研究代表者自身は、正当化に耐え得るのはのみであるとしたが、最高裁決定の読み方としてはを問題としたのであろうと分析した。

その後、2022年6月24日に、Twitterのツイートの削除請求に関する最高裁判決(民集76巻5号1170頁)が出されたため、その検討を行った。最高裁は、本判決においては、削除請求の基準として「明らかな」要件を設けなかった。研究代表者は、両判例の対比から、基準が異なることになったのは検索エンジンかSNSかの違いによると考えられるとし、対SNS事業者もともと、それだけではなく、あてはめや補足意見からは、より一般的に、削除請求に対する厳格な姿勢を緩和する方向性が見出されるのではないかとの分析を示した。

## (2) フランス法との比較

### 「忘れられる」権利という概念の体系的位置付け・整合性

本研究開始前は、GDPRで認められた「忘れられる」権利と従来のフランス法との関係、フランス法内部における位置付けについて、活発な議論がなされるものと予想していたが、GDPR成立後の議論の中心は、GDPRの解釈や実務上の解決のあり方になった。従来のフランス法との関係、フランス法内部における位置付けについても議論はみられないわけではないが、博士論文等における、GDPRの規定を踏まえたうえでの本格的な検討は(調査したかぎり)まだ存在していない。本研究課題の中心である、民法法理(所有権や人格権・私生活)との接続に関する議論も、未だ十分とは言い難い。このように、本研究課題に関連するフランス法の議論は、研究期間中を通して、やや停滞気味であると言わざるを得なかった。

一方、フランス法においても、GDPRの成立前後から、GDPRの規律を踏まえたいくつかの動きが見られた。第1に、GDPRの成立前後から、フランス国内法(1978年法)の整備が行われた。その中で、GDPRが加盟国の規律に委ねていた未成年者の削除請求権について、拡張する方向での規律を置いた。また、GDPRが定めを置いていなかった、データ主体の死後の削除請求権について定めを置いた。研究開始後の以上のような議論の動きを踏まえつつ、これらの規律について検討を加えることは、フランス法における「忘れられる」権利の意義・位置付けに関する間接的な示唆をもたらすのではないかと考え、本研究は、途中から、フランス法検討の1つの着目点をこれらの点に置くことにした。

特に後者については、GDPRは特別の明文規定を置いていないにもかかわらず、フランス法は、データ主体の死後も、削除権が暫定的に存続することを定め(1978年法現行84条)、同現行85条によると、「何人も、自らの死後における、自らの個人データの保存、削除および伝達に関する指示を定めることができる」とする。この指示において、本人の死後の権利行使者やその方法が定められる。指示がない場合には、相続人が権利を行使することもできるが、その行使範囲には制限があり、相続人の意思は、あくまでも本人の意思に対して二次的な位置しか有していない。この規定が置かれるに至ったのは、フランスの情報法制に影響力を有するCNIL(情報処理および自由に関する国会委員会)がこの問題を積極的に取り上げたこと、この問題においてアメリカ法に後れることは許されないと認識がみられたことによる面もあるが、一方で、フランス法における個人データに対する権利の強力さ(既に明らかになっている通り、所有権と性質決定する見解も見られる。)に起因するところも大きいのではないかとの示唆を得るに至った。

#### 削除請求の要件

上述の日本の判例の動きもあり、フランス法における削除請求の具体的な基準および

考慮要素も併せて本研究における検討対象とすることとした。その結果、検索事業者に対する削除請求を多数扱った国務院が、いかなる場合に削除請求を認めるか否かについての指針を示しており、それによると、第1に、問題の情報がセンシティブ情報か否かの差が利益衡量の枠組みそれ自体に影響すること、第2に、問題の情報へのアクセスの容易さが検索結果の削除請求を認める方向に傾くこと、第3に、本人自身が問題の情報を公開した場合にあっても削除請求の余地が認められること（これは既に明らかになっていたことであるが、実務上認められ得ること）が明らかになった。これらの点は、日本の現在の判例法理からは未だ明らかではなかったり、取り入れられていなかったりすることであり、日本法にとっても、そのような点が考慮されているということ自体、今後の検討にあたって参考になり得るものと考ええる。

(3) 残された課題

当初の第1の目的であった、フランスにおける「忘れられる」権利と民法法理との関係性については、なお不明確な点が少なくない。日本においては、プライバシー侵害・名誉毀損が認められない場合になお削除請求が認められるかという議論は、最高裁で争われたことが未だないが、そのような問題が顕在化した場合に備えて、フランスを含むEUの議論をフォローしていくことはなお必要であると考えている。

また、削除請求が問題となる事件は日仏双方で今後も生じるものと考えられるところ、日本法の参考にするためにも、フランス法における事案とその解決には注目していく必要があると考えている。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計9件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 村田 健介	4. 巻 (1579)
2. 論文標題 自らの逮捕事実を速報するツイートをされた者がTwitterの運営者に対して上記ツイートの削除を求めることの可否	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 ジュリスト	6. 最初と最後の頁 92-97
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 村田 健介	4. 巻 68(1)
2. 論文標題 Twitter上に残る逮捕に関する投稿記事の削除請求	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 法学セミナー	6. 最初と最後の頁 57-62
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 村田 健介	4. 巻 (502)
2. 論文標題 インターネット時代における名誉・名誉感情侵害	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 8-14
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 村田 健介	4. 巻 (490)
2. 論文標題 忘れられる権利：フランス	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 4-7
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 村田 健介	4. 巻 66(12)
2. 論文標題 インターネット上の名誉毀損と民法法理	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法学セミナー	6. 最初と最後の頁 32-38
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 村田 健介	4. 巻 (62)
2. 論文標題 リツイートによる投稿が名誉毀損に該当するとされた事例 (大阪地判令元・9・2)	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 私法判例リマークス (法律時報別冊)	6. 最初と最後の頁 54-57
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 村田健介	4. 巻 -
2. 論文標題 氏名表示権の不行使と権利執行原則	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 著作権判例百選 (第6版)	6. 最初と最後の頁 82-83
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 村田健介	4. 巻 67(2)
2. 論文標題 プライバシー侵害による差止請求権と「忘れられる権利」 - 最決平29・1・31を踏まえて -	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 岡山大学法学会雑誌	6. 最初と最後の頁 374-336
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 村田健介	4. 巻 (1518)
2. 論文標題 インターネット検索事業の意義とプライバシー	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 ジュリスト臨時増刊(平成29年度重要判例解説)	6. 最初と最後の頁 79-80
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計2件(うち招待講演 0件/うち国際学会 0件)

1. 発表者名 村田健介
2. 発表標題 プライバシー侵害による差止請求権と「忘れられる権利」
3. 学会等名 新段階の情報化社会における私法上の権利保護のあり方研究会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 村田健介
2. 発表標題 プライバシー権に基づく差止請求権と「忘れられる権利」 - 最決平29・1・31を題材として -
3. 学会等名 岡山民事法研究会
4. 発表年 2017年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 宍戸常寿編著(村田健介分担執筆)	4. 発行年 2018年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 272
3. 書名 新・判例ハンドブック情報法	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-



6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------